

社援発0328第122号

令和6年3月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「生活保護法による保護の基準」の一部改正について（通知）

今般、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の一部を別添のとおり改正し、令和6年4月1日から適用（一部は令和6年7月1日から適用）することとしたので御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

〔府 令〕

- 児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (内閣府三〇)
- 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (同三一)
- 子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同三二)

〔府令・省令〕

- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
- (内閣府・財務・経済産業四)
- 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・厚生労働七)

〔省 令〕

- 郵便法施行規則等の一部を改正する省令 (総務二一)
- 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令 (厚生労働五八)
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令 (農林水産一四)
- 悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令 (環境一一)

〔告 示〕

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の内閣総理大臣が指定する地域の一部を改正する件 (内閣府二五)
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域の一部を改正する件
- (子ども家庭庁・文科科学一)
- 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件 (総務一〇二)
- 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件 (同一〇三)
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件 (法務・厚生労働一)
- 日本私立学校振興・共済事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の一部を改正する告示 (文部科学四三)
- 労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件 (厚生労働二九)
- 生活保護法による保護の基準の一部を改正する件 (同三〇)
- 雇用保険法施行令第三条第四号の規定に基づき船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるものの一부를改正する件 (同三一)

- 雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域 (同三二)
- 外食・中食産業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示 (厚生労働・農林水産一)
- 独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件の一部を改正する件 (農林水産六五八)
- 資源管理基本方針の一部を変更する告示 (同六五九)
- 特定水産資源 (まさば及びびごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群、ずわいが太平洋系群、ずわいが日本海系群、ずわいが北海道西部系群並びにずわいがオホーツク海南部) に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件 (同六六〇)
- 事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示の一部を改正する告示 (経済産業四一)
- 登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件 (国土交通二四二)
- 海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示 (海上保安庁一九)
- 塩釜船舶通航信号所に関する告示の一部を改正する告示 (同二〇)
- 支笏洞爺国立公園の公園計画を変更する件 (環境一七)
- 小笠原国立公園の公園計画を変更する件 (同一八)
- 山陰海岸国立公園の公園区域を変更する件 (同一九)
- 山陰海岸国立公園の公園計画を変更する件 (同二〇)

〔官庁報告〕

官庁事項

- 山陰海岸国立公園の特別地域の区域を変更する件 (同二一)
- 山陰海岸国立公園の特別保護地区の区域を変更する件 (同二二)
- 瀬戸内海国立公園の公園区域を変更する件 (同二三)
- 瀬戸内海国立公園の公園計画を変更する件 (同二四)
- 雲仙天草国立公園の公園区域を変更する件 (同二五)
- 雲仙天草国立公園の公園計画を変更する件 (同二六)
- 雲仙天草国立公園の特別地域の区域を変更する件 (同二七)
- 西表石垣国立公園の公園区域を変更する件 (同二八)
- 西表石垣国立公園の公園計画を変更する件 (同二九)
- 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について (農林水産省)
- アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について (同)

○厚生労働省告示第百三十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

令和六年三月二十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1 生活扶助基準 第1章 (略) 第2章 加算 1 (略)</p>	<p>別表第1 生活扶助基準 第1章 (略) 第2章 加算 1 (略)</p>

2 障害者加算
(1)・(2) (略)

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く。)については、別に15,690円を算定するものとする。

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に13,150円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、71,200円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

3・4 (略)

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額45,760円、(2)に該当する者にあつては月額22,880円とする。

(1)・(2) (略)

6～9 (略)

第3章 入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

1 入院患者日用品費

(1) (略)

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

ア 病院又は診療所に1箇月以上入院する者

イ・ウ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

別表第2 (略)

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分	家賃、間代、地代等の額(月額)	補修費等住宅維持費の額(年額)
1 1級地及び2級地	(略)	(略)
3 3級地	(略)	130,000円以内

2 (略)

2 障害者加算
(1)・(2) (略)

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く。)については、別に15,220円を算定するものとする。

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,760円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、70,520円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

3・4 (略)

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額44,620円、(2)に該当する者にあつては月額22,310円とする。

(1)・(2) (略)

6～9 (略)

第3章 入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

1 入院患者日用品費

(1) (略)

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

ア 病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)に1箇月以上入院する者

イ・ウ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

別表第2 (略)

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分	家賃、間代、地代等の額(月額)	補修費等住宅維持費の額(年額)
1 1級地及び2級地	(略)	(略)
3 3級地	(略)	128,000円以内

2 (略)

別表第4・別表第5 (略)

別表第6 出産扶助基準

1・2 (略)

3 衛生材料費を必要とする場合は、6,100円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区	分	基	準	額
	(略)			(略)
技能修得費 除く。)	技能修得費(高等学校等就学費を 除く。)			<u>89,000円</u> 以内
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	就職支度費			<u>34,000円</u> 以内

2・3 (略)

別表第8 葬祭扶助基準

1 基準額

級地別	基準額	
	大 人	小 人
1 級地及び2 級地	<u>215,000円</u> 以内	<u>172,000円</u> 以内
3 級地	<u>188,100円</u> 以内	<u>150,500円</u> 以内

2・3 (略)

別表第9 (略)

別表第4・別表第5 (略)

別表第6 出産扶助基準

1・2 (略)

3 衛生材料費を必要とする場合は、6,000円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区	分	基	準	額
	(略)			(略)
技能修得費 除く。)	技能修得費(高等学校等就学費を 除く。)			<u>87,000円</u> 以内
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	就職支度費			<u>33,000円</u> 以内

2・3 (略)

別表第8 葬祭扶助基準

1 基準額

級地別	基準額	
	大 人	小 人
1 級地及び2 級地	<u>212,000円</u> 以内	<u>169,600円</u> 以内
3 級地	<u>185,500円</u> 以内	<u>148,400円</u> 以内

2・3 (略)

別表第9 (略)